

J A 鳥中教育発第111号
令和8年1月7日

各JA・連合会
人権・同和問題対策推進担当部署 御中

J A 鳥取県中央会
(公印省略)

第9次JA鳥取県人権・同和問題対策推進方針に基づく啓発文の掲載について

時下、人権・同和問題の取り組みにつきましては、平素より格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、みだしの件につきましては、下記のとおり1月分の原稿を送付いたしますので、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

記

1. 掲載内容

(1) 人権・同和問題啓発記事の広報誌等への掲載

2. その他

- (1) 掲載は年間4回とし、令和8年度（2026年度）まで実施する。
- (2) 掲載月は各JA広報担当部署と調整をする。
- (3) 原稿については事務局（中央会）が作成し、4、7、10、1月に提供する。
- (4) 提供する文章の編集は自由にご使用ください。

(問合せ先)

J A 鳥取県中央会 J A 支援部人づくり推進室

(担当：小山)

TEL:0857-21-2620 FAX:0857-37-0052

E-Mail:ja31kyoiku@ja-tottori.or.jp

(別紙)

1月提供原稿案

JA鳥取県人権・同和問題対策推進本部からのお知らせ

JAグループ鳥取では人権・同和問題に対して「第9次（2024～2026年度）JA鳥取県人権・同和問題対策推進方針」をもとに、差別と偏見のない社会の実現のために取り組んでいきます。

組合員の方はもとより、地域住民の方にも人権・同和問題が身近な存在であることに気づいてもらうため、第9次期間中（2024～2026年度）、人権・同和問題に対する啓発記事を年4回連載します。

第42回「その「ことば」大丈夫ですか？」

私たちは、日々の生活の中で、考えたこと、感じたことなど心に思っているさまざまな知識や情報を表現する手段として、ことばを重要なものとして扱っています。私たちは、ことばを通じて豊かな人間関係の輪を広げることができます。反面、その使い方によっては、せっかく築きあげた、愛情と信頼に基づく人間関係が崩されてしまうこともあります。自分で「問題ない」と思っていた表現でも、相手は「不愉快」「理解できない」と感じることがあります。結果的に差別になったり、偏見や固定的な考え方を押し付けたりすることに繋がっているかもしれません。

なにげなく使っていることばであっても、相手に嫌な思いをさせることがあるのです。例えば、女性の医者を「女医」と呼称したり、女性の看護師を「看護婦」と呼称したり。女性の場合にだけ性別を強調する必要はありません。女性の場合でも男性の場合でも同じく「医師」「看護師」と表現しましょう。この他にも、以前は「痴呆症」「未熟児」「足がない」という表現がありました。現在では、それぞれ「認知症」「低出生体重児」「移動手段がない」という表現が使われています。

身体的特徴や病気や障がいなどを取り立てた表現は、悪気はなくても相手を傷つけたり、偏見を強めたりすることがあります。日常生活でのことばや行動は、すべて人権と密接に関わっているのです。